

EA DataNavi, EAMiniteNavi の使用許諾契約書

2016 年 9 月 13 日 公開

2018 年 7 月 17 日 更新

2019 年 2 月 28 日 更新

2023 年 9 月 25 日 更新

この文書には、拡張アメダス気象データの操作（光学メディアに収録されたデータファイルの情報の検索、読込・加工保存、内容表示等）を行うプログラム（EA DataNavi 及び EA MinuteNavi）を使用するに当たっての基本的な注意事項、使用許諾契約およびサポート契約に関する事項が含まれています。

○本プログラムをインストールする前に

拡張アメダス気象データが収録された光学メディアを購入されたお客様、またはライセンス契約を結ばれたお客様が、以下の使用許諾契約書にすべて同意される場合に、お客様は本プログラムを使用することができます。付属のインストーラーを使用するなどして、お客様のハードディスクなどの媒体に本プログラムをコピーした時点で使用許諾契約書に同意したものと見なされますので、コピー（インストール）開始前に使用許諾契約書をよくお読みください。

もし、使用許諾契約書にお客様のご同意がいただけない場合には、お客様が本プログラムを使用することを許可することはできません。このような場合には、本プログラムの返却と引き換えに本プログラムのご購入代金を払い戻しいたしますので、株式会社気象データシステム（以下 MetDS）まで E-mail にてお知らせください。

○お問い合わせについて

本プログラムや本使用許諾契約書に関するお問い合わせは E-mail にて MetDS までお願いいたします。（電話、FAX 等でのお問い合わせは受け付けておりません。）

メールアドレス：ea@metds.co.jp

使用許諾契約書

1. 定義

本使用許諾契約は、拡張アメダス気象データの情報を検索し、読込・加工保存し、また内容表示するプログラム（EA DataNavi, EA MinuteNavi）に関します。本使用許諾契約では、これらのプログラムを本プログラムと呼ぶことにします。

2. 一般条項

本使用許諾契約は、日本国の法律を準拠法とします。

3. 著作権者

- (1) 本プログラムの著作権者は武田和大、三田井隆樹、赤坂裕です。
- (2) 本プログラムの著作権者は著作権者と MetDS であり、使用許諾権者は MetDS です。使用許諾

および本使用許諾契約の変更などの手続きは使用許諾権者が担当します。

4. 使用許諾の範囲

本プログラムは、本プログラムの著作権者の所有物であり、著作権法によって保護されています。本プログラムの使用許諾権者は、本使用許諾契約に記した全ての条件に同意した者に、本プログラムの一定の使用権を設定します。本使用許諾契約が許諾補遺条項によって修正されることがない限り、設定される本プログラムの使用権は以下の通りです。

4. 1 ご購入いただいた場合

本プログラムを、1台のコンピュータで1名のユーザが使用すること。

4. 2 MetDS とライセンス契約を結ばれた場合

- (1) 本プログラムを、ライセンス数以内の数のコンピュータで、ライセンス数以内の数のユーザが使用すること。
- (2) 本プログラムを、ネットワークを介して、ライセンス数以内の数のユーザが、ライセンス数以内の数のコンピュータで使用すること。

5. 禁止事項

- (1) 本プログラムのうち、ソースコードの公開されているもの以外のソースコードを調べたり、本プログラムを模倣した製品を作る目的でリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、その他の試みを行ったりすること。
- (2) 本プログラムにより生成したデータや情報を、著作権者の許可なく、二次利用可能な形式で公表または第三者に提供すること。
- (3) 本プログラムのバージョンアップ用の媒体、または以前のバージョンとそっくり置き換えられる新バージョンを受け取った場合に、その後も本プログラムの以前のバージョンまたはそのコピーを使用すること。

6. 責任制限

- (1) 著作権者は、本プログラムに法律違反・権利侵害が存在しないことを保証します。この保証内容に違反する事態が生じた場合のお客様への対応は、著作権者が行います。
- (2) 本プログラムがお客様の特定の目的にかなうことや、お客様が本プログラムに必ず満足されることを保証するものではありませんし、本プログラムの操作中にオペレーションシステムによる割り込みが発生しないことや、本プログラムの内容にまったく誤りがないことを保証するものでもありません。また、本プログラムの配給媒体に欠陥がないことも保証するものではありません。
- (3) 著作権者は、本プログラムの使用から生じるいかなる損害の責任を、直接、間接を問わず、一切負いません。そのような損害には、本プログラムの使用によって、お客様が何らかの利益を受け損なったり、データが消失してしまった場合や、本プログラムが使用不能になったりする場合も含まれます。

7. 使用許諾契約書の変更

本使用許諾契約書は、本契約に付随する許諾補遺条項、またはお客様と使用許諾権者の双方が署名した書面によってのみ、その内容を変更することができます。